

# うと福祉だより

○この広報紙にかかる費用の一部は赤い羽根共同募金の配分金が使われています。

ふれあいネットワーク

編集・発行

熊本県宇土市浦田町

宇土市役所仮設庁舎1F

社会福祉法人宇土市社会福祉協議会

☎0964-23-3756

E-mail/utoshakyou@kumamoto.email.ne.jp

URL/http://www.utoshakyou.jp/

印刷 シモダ印刷株式会社



## 歳末たすけあい 市民のつどい

12月4日に、市民会館で第38回歳末助けあい「市民のつどい」が開催されました。これは市民の皆さんのたくさんの方々の善意とご協力で市内に住んでいらっしゃる要援護世帯の方々等への助けあい運動の一つとして実施することを目的とし、開催したものです。(県共同募金会宇土市共同募金委員会と市社会福祉協議会共催)

今年、熊本地震の影響により例年会場として使用していた中央公民館分館が被災しており、使用が出来ないため、チャリティーバザーは中止しました。

午後からは市民会館大ホールで、社会福祉功労者の表彰や芸能大会が開かれ、二十八の団体及び個人芸が披露されました。また出演者自身で大切な浄財を募金されるなどボランティア精神あふれた大会となりました。

上記の写真は、市民のつどい芸能大会の様子

# 歳末助けあい 市民のつどいで報告

## 芸能大会記名寄付者

花園公民館ダンス／オハナア  
ロハフラローズヒップ／齋藤  
みどり／リバーストーン宇土  
／ホヌ・フラスタジオ／網舞  
会／ル・シャトンバレエスタ  
ジオ／宇土ライオンズクラブ  
／宇土地域婦人会連絡協議  
会／クウ・オハナ宇土教室／  
紫垣五十一／美翔の会／汐崎  
彩バレエスクール／オハナア  
ロハフラアーティストチョーク／

金もくせい会の会／レクダンス  
宇土教室／藤末皐月と宇土ブ  
ラザーズ／網田レクダンス／  
緒方一義／あみつ会／ワレ  
ア・フラ・スタジオ／宇土お  
じゃめ愛好会／網津あじさい  
健康ダンス／うとスポ フラ  
ダンスクラス／緑川ダンスク  
ラブ／卯月会／花園ふれあい  
ダンス／宇土市PTA O B  
有志の会 塘添勇市／バレエ  
スタジオ ラ・フルール／橋  
本絵鯉子／星乃ちろる（敬称  
略順不同）

## 益金は在宅福祉に配分

市民のつどいで集まったお  
金は、期間中に寄せられた歳  
末助けあい募金と合わせて市  
内在住の要援護世帯（八十世  
帯）や地区社会福祉協議会へ  
配分しました。要援護世帯へ  
の見舞金は、市民の皆さんに  
かわって民生委員が直接お届  
けし、見舞金を受けられた皆  
さんからは、たいへん感謝さ  
れました。

れております。  
ありがとうございます。



市民会館玄関募金の様子

### ボランティア協力人数

12月4日（当日）	18名
-----------	-----

### 募金の総額

玄関募金鍋	151,907円
舞台募金箱	216,500円
広告料	210,000円
<b>計</b>	<b>578,407円</b>
（バザーは熊本地震の為中止）	

## 日本赤十字社宇土市地区から

日赤社資へのご協力に感謝します  
平成29年度日赤社費募集のお願い

毎年、赤十字社員増強運動月間では市民の皆さまにご協力いただき、ありがとうございます。平成28年度は3,651,500円を社資として日赤熊本県支部へ送納することができました（1月末現在）。この社資によって赤十字は国内外での災害時救援活動など、さまざまな事業を展開することができます。

今年も5月から各地区婦人会（日赤奉仕団）や囀託員の方が、日赤社資募集について各世帯を訪問されますので、ご協力をお願いします。

【28年度実績】 1月末現在	
社費	3,197,000円
法人社資	100,000円
合計	3,651,500円
寄付金	354,500円

## 地域支え合いセンターから

地域支え合いセンターでは、熊本地震による仮設住宅・みなし仮設住宅入居者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談や健康相談、見守り等を行っています。

地震に伴うお悩みやお困り事等がありましたら、お気軽に地域支え合いセンターにご連絡ください。

【連絡先】 ☎ 0964-23-3756  
☎ 070-4713-3257（直通）

### 相談員紹介



かきした きみこ 柿下きみ子  
ほんだ のりと 本田 徳人  
とくなが くにこ 徳永 邦子  
ほんごう みねこ 本郷みね子

# 生活福祉資金 貸付制度のご案内

## 生活福祉資金とは

この貸付制度は、低所得者・障がい者または高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

## ◆資金の種類

### ●総合支援資金(生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費)

失業者等日常生活全般に困難を抱えており、生活立て直しのために継続的な相談支援(就労支援・家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯であって、次の①～⑤の条件にも該当する世帯に対して貸付ける資金

- ①低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- ②本人確認が可能であること
- ③現に住居を有していること、または住宅手当特別措置事

業における住宅手当の申請を行い、住宅の確保が確実に見込めること

- ④実施主体及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を行うことに同意し、自立した生活と償還を見込めること
- ⑤失業等給付、生活保護、就職安定融資、年金等の他の公的給付または公的な貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと

### ●教育支援資金(教育支援費・就学支援費)

高校・短大・大学等の就学に際して必要な経費としての貸付資金

### ●福祉資金(福祉費)

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯(日常生活上、療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る)に対して、日常生活を送るうえで、または自立生活を資するため一時的に必要であると見込まれ、必要な経費としての貸付資金

- ①生業費・技能習得費は、事業を始めたり、事業のたてなおしをするための商品・材

料の仕入れ費、営業車、漁船の購入や店舗の改築などに必要な経費  
また、就職するための支度費、仕事に必要な技能を身につけるための費用

- ②住宅の増改築、補修等や公営住宅の譲り受けに必要な経費
- ③福祉用具等購入に必要な経費
- ④障がい者用自動車の購入資金
- ⑤負傷・疾病の経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費
- ⑥介護サービス等受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
- ⑦災害を受けたことにより臨時に必要な経費
- ⑧冠婚葬祭に必要な経費
- ⑨住居の移転等給排水設備等の設置に必要な経費
- ⑩その他

### (緊急小口資金)

次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の費用(限度額10万円)

- ①医療費、または介護費の支払等臨時の生活費が必要なき
- ②給与等の盗難、または紛失によつて生活費が必要なき
- ③災害等の被災によつて、生活費が必要なき
- ④その他これら同等のやむを得

### ●不動産担保型生活資金

一定の住居不動産を所有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯、もしくは要保護の高齢者世帯に対して、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金

### ●臨時特例つなぎ資金

住居のない離職者で離職者を支援する公的給付、または公的制度の申請を受理されている人に対して当面の生活費を貸付ける資金

## ◆貸付対象

### ●低所得世帯

世帯収入が一定基準内の世帯障がい者世帯

### ●障がい者世帯

身体障がい者手帳・療育手帳精神障がい者保健福祉手帳交付を受けている人の属する世帯

### ●高齢者世帯

65歳以上の高齢者の属する世帯  
宇土市内に居住(または予定)している人

## ◆貸付の対象とならない人

- 他法・他制度(日本学生支援機構・母子寡婦福祉資金・その他公的資金の借入等)の利用ができる人の属する世帯
- すでに生活福祉資金を借入れ

て滞納している人の属する世帯及びその連帯保証人

## ◆貸付利率

●無利子(年1.5%)

## ◆延滞利子

●償還最終期限を過ぎた場合は、残元金に対して年5%の延滞利子が加算されます。

## ◆償還期間

●貸付金額により異なります。

## ◆貸付の決定と返済方法

●お申込みになった資金は、熊本県社会福祉協議会で審査され決定します。決定された資金は、宇土市社会福祉協議会を通じ、借入書を提出された数日後に交付されます。償還期日が近づくと、「払込用紙」が届きます。返済計画に従つてお近くの金融機関等で払い込んでいただきます。なお、審査結果によっては、資金の貸付ができない場合があります。

## ◆添付書類

資金の種類により添付書類が異なります。

## ◆相談窓口

宇土市社会福祉協議会  
☎3756

# 生活困窮者自立相談支援事業

— うと自立相談センター —

経済的な問題やお仕事のこ  
と、生活上の困りごとなどに  
ついてご相談をお受けし、地  
域で安心した生活が送れるよ  
う、ご本人に必要な支援を行  
います。

この事業は、生活困窮者自  
立相談支援事業として、宇土  
市から宇土市社会福祉協議会  
が委託を受け実施しています。

## 対象になる方と その支援のかたち

宇土市在住の方で、現在い  
ろいろな事情から経済的に困  
窮している方を対象に、今の  
困窮状態から早期に脱出でき



るよう、それぞれの状態に応  
じた包括的で継続的な相談支  
援を行います。

## 自立相談支援の流れ

相談者の声を聞きながら、  
相談者と相談支援員が一緒  
になって自立のために取り組  
んでいきます。

- ① 一人で悩まずに困っていることを何でも話してください。  
・ 来所または電話でご相談ください。（来所が難しい場合は、まず電話でご連絡ください。）
- ・ 窓口に来られない場合は、相談員が訪問することもできます。
- ② 相談内容から、適切な対応を判断します。  
・ 相談内容によっては、自立相談支援で対応するか、他の適切な対応機関へつなぐかを判断します。  
・ 他の支援につながる場合にも同行支援など確実につなげるよう支援を行います。
- ③ 必要な支援が計画的に提供できるように課題を分析します。

・ 相談者本人だけではなく世帯やそれぞれを取り巻く状況、問題の背景などについて、相談者本人と相談支援員が協働で理解を深めます。

・ 相談者の抱えている様々な課題を包括的に把握して、分析・評価し解決のための支援を探ります。

④ 相談者と一緒に自立への計画を立てます。

・ 相談者の意思を尊重しながら、必要な支援が計画的に行われるように自立に向けたプラン案を考えます。

・ プラン案の作成は相談支援員だけではなく、相談者本人と一緒に作成します。

・ 相談者本人と相談支援員が協同で作成したプラン案について、適切かどうかを支援調整会議で協議し、最終的にどのような支援を行うか決定します。

⑤ 自立への目標に一緒に取り組みます。

・ 決定したプランに基づいて支援サービスが提供されます。

・ 相談者の必要に応じた支援が提供できるように、地域の様々な関連機関が連携して支援を提供します。目標に向けて支援が行われているかを定期的に把握し、必要に応じて調整を行います。

## 生活困窮者自立相談支援事業

# うと自立相談センター

相談は無料です。お気軽にご相談ください。

電話 (0964) 23-3756  
 ファックス (0964) 22-4971  
 相談受付：宇土市社会福祉協議会  
 開設時間：月～金曜日 9時～17時  
 （祝日・年末年始休み）



# 寄附御報告

市社協へ熊本地震災害に対し、次の方々から支援の御寄附をいただきました。

また、社会福祉事業に対して次の方々からご寄附をいただきました。厚くお礼申し上げます。

平成28年9月1日から平成29年1月31日受付分(敬称略)

## 災害義援金

▽福岡県糟屋郡志免町

東日興産株式会社(クオカード)

▽宇土市下網田町

社会福祉法人順風会 西城園祭実行委員会(金一封)

## 一般寄附

▽宇土市

宇土ジュニアサッカー実行委員会(金一封)

▽宇土市住吉町

藤波吟祥会 小田晶子(金一封)

▽宇土市築籠町

村上謙吾(金一封)

▽宇土市下網田町

宇土マリーナ物産館出荷協議会(金一封)

# お気軽にご利用ください

## さまざまなお相談窓口

宇土市消費生活センター(無料)

悪質な訪問販売、架空請求や多重債務に関する悩み等、お気軽にご相談下さい。消費生活相談員が無料で相談に応じます。

こちらの相談窓口で対応できない相談は、より専門的な相談機関を紹介します。

日時 月曜日から金曜日(木、祝日を除く)

場所 市民体育館内(3月まで)

(4月から市役所別館1階)

相談方法 面談・電話による相談

※個人情報厳守します。

市消費生活センター

☎233251

「消費生活相談員の派遣」

内容 老人会、町内会、婦人会等の会合に出向き、消費者

トラブルの事例、解決の方法、契約の基礎について講演します。

講師 消費生活相談員

講師 消費生活相談員

講師 消費生活相談員

講師 消費生活相談員

## 相談無料

## (秘密厳守)

# 宇土ふれあい福祉相談所

宇土市福祉センターでは、市民の方々のいろいろな相談の受付を4月から再開します。3月までは市役所仮設庁舎で相談を受け付けます。お気軽にご相談下さい。

※なお相談に関する書類をご持参下さい。一部宇土市福祉センター以外での相談もありますので、下記をご確認下さい。

### ○専門相談員

- ・家庭相談 (月・火・木曜日の8:30~17:00) 山本 克則
- ・婦人相談 (月・水・金曜日の8:30~17:00) 黒田須美子
- ・法律相談 (第3金曜日の13:00~16:00) 荻迫 光洋弁護士 (受付時間は12:30~15:30まで) 受付順8名まで
- ・成年後見相談 (第1金曜日の13:00~16:00) 熊本県司法書士会 (祝日の場合は休み)
- ・不動産相談 (完全予約) 熊本県宅地建物取引業協会宇城支部
- ・年金相談 (第1・第3木曜日10:00~15:00) 熊本東年金事務所 (予約先:096-367-2503) 宇土市保健センター1階会議室
- ・行政相談 (第2・第4水曜日10:00~15:00) 行政相談員 市役所防災棟会議室
- ・介護相談 (予約制) 介護福祉士・介護支援専門員
- ・権利擁護事業相談 (毎週火曜日 10:00~15:00) 井上 秋利 (祝日の場合は休み)
- ・生活困窮者総合相談 (月~金曜日の9:00~17:00) 相談支援員

### ●電話での相談は

☎23-3757(代)

(電話でのご相談を受けられない場合もあります。)

### ●ファックスでの相談は

FAX22-4971

### 司法書士無料相談

問合せ先 市商工観光課  
☎221111(内線612)

講師料は無料です。

問合せ先 市商工観光課

☎221111(内線612)

問合せ先 市商工観光課

☎221111(内線612)

日時 第4木曜日 午後1時

4時(電話相談はできません)

※要電話予約

場所 市消費生活センター

※仮設庁舎1階会議室1

相談方法 来所(1人30分以内)

受付順6人まで

問合せ先 市商工観光課商工

観光係

☎221111(内線612)

☎221111(内線612)

# ふくしがわかるクイズ

パート96

次の2つの問題の中から正解と思われるものをそれぞれ1つ選んで回答を官製ハガキに記入の上、ご応募下さい。

援護世帯の方々等への助けあい運動の一つとして実施することを目的とし、開催したものです。

①去る12月4日に、市民会館において第38回歳末助けあい「市民のつどい」が開催されました。これは市民の皆さんのたくさんの方々の善意とご協力です。市内に住んでいらっしゃる要

今年には熊本地震の影響により例年会場として使用していた中央公民館分館が被災しており、使用が出来ないため、チャリティーバザーは中止しました。午後からは、市民会館大ホールで、社会福祉功勞

者の表彰や芸能大会が開かれ、多くの団体及び個人芸が披露されました。また出演者自身で大切な浄財を募金されるなどボランティア精神あふれた大会となりました。

さて、今年の芸能大会への出場団体数で正しいのは次のどれでしょうか。

- A 28団体
- B 30団体
- C 32団体

た日常生活を支えるため、総合相談や健康相談、見守り等を行っています。地震に伴うお悩みやお困り事等がありましたら、お気軽にご連絡ください。さてこのセンターの正しい名称は次のどれでしょうか。

- A 地域支え合いセンター
- B 地域助け合いセンター
- C 地域ふれ合いセンター

〔応募方法〕  
官製ハガキに問題の答え、住所（宇土市以外は不可）、氏名、年齢、ご意見・ご要望を記入の上、〒869-0492 宇土市浦田町44 市社協「ふくしがわかるクイズ」係までお寄せ下さい。  
全問正解者の中から抽選で10名の方に千円相当の図書カードをプレゼントします。  
〆切は4月3日（当日消印有効）。なお、当選者の発表は賞品の発送をもってかえさせていただきます。（前回の正解は①-C、②-Cでした。）



福祉マンガ 和山  
みんないいひと みんないいこと  
提供 相模原市社協

さすが盲導犬

